

第30回福岡市屋外広告物審議会 議事録

日 時：令和7年11月19日（水）10:00～11:00

場 所：アクロス福岡7階 大会議室

出席者：	井上 貢一	九州産業大学 教授
	田上 健一	九州大学 副学長
	西依 雅弘	弁護士
	勝山 信吾	福岡市議会議員
	勝見 美代	福岡市議会議員
	藤野 哲司	福岡市議会議員
	丸石 慶	福岡県警察本部生活安全部生活経済課 課長
	弟子丸 泰介	全九州ネオン工業協同組合 理事
	吉井 誠人	福岡市広告美術業協同組合 専務理事
	明石 恵子	路上違反広告物追放推進団体

事務局：住宅都市みどり局理事 大場、地域まちづくり推進部長 許斐、都市景観室長 坂田

会議次第

1. 開会
2. 委員紹介
3. 会長選任
4. 審議事項
　福岡市屋外広告物条例の一部改正案について
5. 報告事項
 - (1)屋外広告物のは正指導事案について
 - (2)福岡市景観計画案について
6. 閉会

<審議の概要>

（※委員の紹介等、審議に直接関係のない部分を一部省略しております。）

I. 開会

【事務局】

○定刻となりましたので、只今から福岡市第30回屋外広告物審議会を始めさせていただきます。

委員の皆様方におかれましては、本日はお忙しい中、ご出席いただき、誠にありがとうございます。本日の審議会でございますが、新しい任期での初めての開催となりますので会長選出の間まで、私が司会進行を務めさせていただきますので、よろしくお願ひします。

本日の審議会でございますが、18名中10名の委員が出席されており、委員の2分の1以上に達しておりますので、本審議会規則第7条第3項の規定により、会議が成立いたしますことを報告させていただきます。

○次に、本会議と会議録の情報公開についてお知らせいたします。本審議会につきましては、福岡市情報公開条例第38条に基づいて公開されます。

また、会議録につきましても、同条例第7条に基づく非公開情報を除き、公開するものとなっておりますので、委員の名前を除いた形で、市のホームページに掲載をいたしますのでよろしくお願ひいたします。

2. 会長選任

会長は、井上委員が選任され、職務代理者には会長の氏名により、田上委員が選任された。

3. 審議事項

【会長】

○では、これより審議に入ります。

本日の審議事項です。本日の審議事項は、福岡市屋外広告物条例の一部改正案についてとなっております。

それでは、審議事項について、事務局より説明をお願いいたします。

【事務局】

○審議事項の「福岡市屋外広告物条例の一部改正案について」ご説明いたします。

資料1ページをお願いいたします。

1、の趣旨でございますが、近年、全国の主要都市において光や原色を使用した広告宣伝用自動車の走行が増え、景観への影響が問題となっております。

福岡市におきましても、同様の状況が見られるため、実態を把握するため、4月より1年間の調査を開始したところでございます。

○2ページをご覧ください。

9月までの半年間の調査結果となります。

調査目的は、市内を走行している車両の台数、使用の根拠などにつきまして把握するもので、調査地点は多くのアドトラックが走行していると考えられた天神および博多駅周辺、平休日の9時から21時のうち2時間計48回調査を行っております。

右ページ調査結果につきまして、調査地点を通過した車両の延べ台数は369台、走行頻度は約16分に1台となっております。

表示内容については、いわゆる風俗関連車両が329台となっており、調査地点を通過した車両のほとんどが風俗関連車両となっておりました。

329台のうち、ナンバーが判明した車両の台数は291台、その全ての使用の本拠の位置が福岡市外となっております。また、天神・博多駅周辺を同一の車両が周回していることが確認できております。

○1ページをお願いいたします。

2. 市条例における広告宣伝車の現行のルールです。

運用において、許可手続きの対象となるのは、使用の本拠の位置が福岡市にある車両となっております。また、広告宣伝車のような車体利用広告物につきましては、壁面広告物のような面積制限は設けてはおりません。

○3. 現状及び課題を踏まえた条例改正の必要性です。

本市を走行する広告宣伝者のほとんどが、本市の許可手続きの対象外であることから、市外本拠の車両も含めて、許可手続きの対象とする必要があると考えております。

また、広告宣伝車のような車体利用広告物は、一般的に表示面積が大きく、頻回して走行する場合は、壁面広告と同様に、景観に与える影響は大きいと考えられることから、車体利用広告物に対しても面積制限を設ける必要があると考えております。

○4. 条例改正の方向性です。

広告宣伝車については、使用の本拠にかかわらず、市内を走行するすべての車両にも適用されるよう、また、車体利用報告物の規格について、新たに面積制限を設けるよう規定を改正するものです。

○5. 条例改正の概要です。

(1) 対象となる車両は、原則、使用の本拠が福岡市である車両ですが、広告宣伝車については市内を走行する全ての車両となります。

(2) 車体利用広告物に対する手続き等の概要ですが、市内を走行する際には、本市に許可申請が必要となります。ページ右側にある条例に定める車体利用広告物の規格の遵守が必要となり、(ア)面積が20m²以下であること。(イ)一定時間表示内容は変わらないものを除く発行可変表示式広告物など、運転者を幻惑させるものについては禁止となっております。

○下の根拠について、資料3ページをご覧ください。

右側に広告宣伝車の車体寸法一覧を記載しております。

壁面に設置する広告物については、原則、壁面面積の3分の1以下までとしており、今回の調査結果により、市内を走行する広告宣伝車の多くが、4トンロングトラックに近い車両でありましたので、その総面積約60m²の3分の1の20m²を面積制限の基準としております。

○1ページをお願いいたします。

(3) (4)につきましては、現行のルールと同様ではありますが、市内で広告物の表示等を行う事業者は、市に屋外広告物業の登録が必要となり、無許可で走行するなど、違反した場合には、罰則等が適用されることとなります。

○6、パブリックコメントの実施について、12月下旬から1月下旬で実施予定としております。

○7、今後のスケジュールですが、12月の市議会に条例の一部改正案について報告を行い、その後のパブリックコメントを経て、来年2月に本審議会において答申をいただきまして、3月議会に改正条例案を議案として上程したいと考えております。その後、4月に改正条例を公布、周知期間を経まして、10月に施行する流れで進めてまいりたいと考えております。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

【会長】

○ご説明ありがとうございました。

では、ただいま事務局で審議事項についてご説明がありました。ご質問やご意見等ございませんでしょうか。

【委員】

○資料1ページの罰則についてお伺いしたいと思いますが、この罰則は100万円以下ということで、実効性を持たせるために、どのような取り締まりと罰則の流れになるのか、そのあたりをどう考えたらいいか教えてください。

【事務局】

○罰則につきまして、許可手続きを行わない事業者に対しましては、注意や文書等による指導をまずは行っているところで、そちらを段階的に行い、それでも対応いただけない場合は、最終的に罰則が適用されるような形になるかと考えております。以上でございます。

【委員】

○その中で、何回ほどの通知であるとか、ある程度の流れといいますか、指導したけれども、まだ是正されない場合、その後、どういう形で罰則までの流れとなるのか、もう少し分かりやすくお願いします。

【事務局】

○罰則等までの流れですが、後ほどの報告事項のところでも少し出てくるところではあります
が、まずは通知文書を発出いたしまして、違反していますということを通知するようなところ
から始まり、その後、文書としては注意、指導、弁明の機会の付与通知を行政指導として行
います。

その後、措置命令以降は行政処分になりますけれども、措置命令、また氏名の公表の通知
を経まして、最終的に行政代執行や、罰金の適用に進んでいくように考えているところでご
ざいます。以上でございます。

【委員】

○流れを経て、様々な手続きを経てやれると思うのですが、実際に、どうやって罰金になった
時に、お金を回収するのかなど、課題の一つであるのではないかなどと思うのですが、これは
市の方でやられるということですか。

【事務局】

○条例に基づきまして、刑事告発を行いまして、罰金の方になっていくと考えております。

【委員】

○あともう一つですが、この条例を改正するにあたっての、業界団体様との関係といいます
か、説明も必要だと思うのですが、そのあたりはどのように取り組まれるのか教えてくだ
さい。

【事務局】

○業界の団体も、今日来ていらっしゃる方、またそれ以外の方ございます。
いくつかの方にはもう、現状や市の動きはご説明させていただいているところでございまし
て、今後につきましても、そういうところは丁寧に進めさせていただきたいと考えております。
以上でございます。

【委員】

○ありがとうございました。なるべく業界団体の方々のご意見もしっかりと聞きながら、スムーズ
にしていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

【会長】

○ありがとうございました。それでは他に確認お願ひいたします。

【委員】

○1ページ目の上の方ですね、規格の見直しが必要となったところで、案のところで「市長が別に認める場合について、この限りではない」という表現があるのですが、これはどういったものを想定されているのか、また、このただし書き以降をつけられた理由を教えていただきたいと思います。

【事務局】

○今回の改正によりまして、影響を受けるのは広告宣伝車が主流であるとは考えているのですが、面積制御を設けることで、例えば、既に20㎡以上の広告を出しているような事業者については影響が出てくることが想定されるかと思っております。そういう場合には、記載しておりますような特例措置などを設けるようにいたしまして、対応を検討していきたいと考えているところでございます。以上でございます。

【委員】

○そうすると、市長が別に認める場合という手続き等も必要になってくるということでしょうか。

【事務局】

○特例措置につきましては、例外となっておりますので、良好な景観形成に寄与するもの、都市の良好な景観に影響を及ぼさないものなどの条件を一定程度検討いたしまして満たした場合に認めるような方向で考えているところでございます。以上でございます。

【委員】

○ありがとうございます。

【会長】

○ありがとうございました。その他、この件に関しまして、ご質問等ございませんでしょうか。

【委員】

○2点あるのですが、まず今回、審議の内容の中の広告宣伝車の内訳としまして、まず、自社広告ではないという認識でよろしいですか。広告宣伝車というくくりがある、まずその区分けをどうされているのかを教えていただきたいと思います。

【事務局】

○資料1ページの左上に少し記載させていただいておりますが、車検証の車体の形状のところに放送宣伝と記載されている自動車と考えているところでございます。

【委員】

○車の区分ということなのですか

【事務局】

○そうです。

【委員】

○登録車両の区分なのですね。それでしたら、それが、あえて自社の物販車、作業用であるということで登録された場合は、それに当たらないということですね。

【事務局】

○はい、そう考えています。

【委員】

○そうなると、かなり抜け道があるのではないかというふうに思うのですが。それと、車両の本拠等が福岡市である車両で、ただし、広告宣伝車については市内を走行する車両と書いているのですが、そうなった場合は、例えば、運送やそういう車両が、福岡市以外の本拠で登録されて、要は広告、自社の広告をバンとだされるとか。例えば、よくこう書いてある風俗、その辺の会社の本拠地が福岡市以外にあった場合、自社広告ですという場合に、同じような形で広告をうたって市内にいる場合とかというのは、これには値しないのかなと思ったのですが。

【事務局】

○市外のもので、運搬の車両であれば、運搬の車両としての登録がなされているかと考えておりますので、そういうものに対しては、今回の改正はかかるない。広告宣伝車に対して、あげることとしております。

【委員】

○外観の見た目というよりかは、車の登録で判断されるということですね。

【事務局】

○そのような考えです。

【委員】

○わかりました。

【会長】

○ありがとうございます。

おそらく実態として、今、多分市内で問題になっているような華美なものは、広告宣伝車として登録されていて、いわゆる運搬のような車で、そのような問題というのは現状ないという認識、今までの半年間の調査で、そのような経緯だったのではないかと思います。

【事務局】

○そのように考えております。

【委員】

○警察の立場から、罰則の適用対象について再確認させていただきますと、先ほど説明があつた警告とか措置命令という行政措置については、許可を受けている者のみに対してなされるものか、それとも無許可で走行した者についても適用されるということか。

【事務局】

○無許可の者に対しても、まずは指導などを行っていくことになると考えております。

【委員】

○承知しました。

【会長】

○他によろしいでしょうか。はい、どうぞお願ひします。

【委員】

○1ページの左下ですね、条例改正の概要の確認で、市内を走行する際に、許可申請が必要だということですけれども、許可申請して許可を受ける。それで、許可を受けずに、今みたいに市内を勝手に走る車、広告宣伝車はどのように取り締まるのかということ、そのまま逃げ切られたら、どうなるのだろうというのであるのですが、そのあたりはどのような考え方でしょうか。

【事務局】

○どのように取り締まるのかですけれども、現在、実態調査を行っていますが、今後も実態調査については行いまして、判明したナンバーにつきましては、九州運輸局に照会を行い、所有者の確認を行うように考えております。今後、条例改正されましたら、公布された4月から9月の間は判明したナンバーをもとに所有者に対して広報啓発を行うなど周知を行い、施行された10月以降につきましては、許可手続きを行っていない所有者等は判明いたしますので、指導を行うように考えているところでございます。以上でございます。

【委員】

○目の前を走っていて、それが違反だという場合は、写真を誰かが撮って市に報告するのか、例えば施行前までの間でもいいのですが、そのあたりはどのようにやるのかというのが気になります。

【事務局】

○調査の中で写真を撮っておりますが、今も市民のご意見もいただいておりますので、今後、市民の方からの通報も検討していきたいと考えているところでございます。以上でございます。

【事務局】

○事務局から、先ほど弟子丸委員のご質問に関連しまして、補足させていただきます。
先ほど、広告宣伝車に関しては、1ページのところの左下に対象となる車両というところで、使用的本拠が福岡市である車両、ただし、広告宣伝車については、市内を走行するすべての車両ということですので、広告宣伝車以外の方についても、市内については対象となります。その場合、広告宣伝車以外の、右上に書いております、面積が20m²以下というこの面積の規定、これは市内の広告宣伝車以外の車も面積規定はかかるくるということになりますので、一定の面積以上の広告物といったものに対しては、市内の本拠の車両であれば広告宣伝車以外のですね、こういった条例の規定が変わってくるということになることを、補足させていただきます。

【会長】

○よろしいでしょうか。
関連して、その他、ご質問とか、困った点とかございますか。
では、質問等でございました、まずは、確認に至る経緯の点、それから、業界への丁寧な説明についての点、それから、市長が別に認めるということについて、そして、広告宣伝車とそれ以外というようなところで、一通りご質問と、意見交換がなされましたか、概ね、事務局案の通りで、一旦進めさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

【委員】<異議なし>

【会長】

○ありがとうございます。それでは、これにつきまして、様々なご意見を集約した上で、事務局と適切に対応させていただきたいと思います。
では、本日の審議事項につきましては、以上とさせていただきます。なお、審議事項につきまして、マスコミ等からの取材等ございましたら、対応は会長に一任いただくということによろしいでしょうか。

【委員】<異議なし>

4. 報告事項

【会長】

○では、本日報告が続けて2点ございます。引き続き、屋外広告物是正指導の事案について、事務局より説明をお願いいたします。

【事務局】

○報告事項1、屋外広告物是正指導の事案についてご説明させていただきます。資料の方をご覧いただければと思います。

○1、報告の趣旨でございますが、都市景観室では、屋外広告物法および条例の理念を実現するために、平素より、無許可広告物のは正指導を実施しております。

資料右側には正指導の流れを示しておりますが、口頭および文書にて指導を実施しておりますが、対応がなされない相手方に対しましては、除却の措置命令や氏名公表と段階的に指導を行うこととしているところでございます。

○今回の是正指導対象者につきましては2で記載しております、商号は株式会社みなみ、店舗名は「質みなみ」、市内に8店舗ございます。

○3、事案概要です。市内全店舗において無許可となっておりまして、規格基準についても不適合である可能性がございます。参考として、2ページをご覧ください。左側に一部店舗の写真を、右側に規格基準を掲載しております。壁面につきまして、1面につき、壁面面積の3分の1までという基準に不適合である可能性もございます。

○1ページを再度お願いいたします。このような状況で、市としては、当該会社に対し指導を続けてまいりましたが、対応が得られておらず、市として初の手続きとなります、氏名公表を実施したところでございますが、今のところ、反応の方は得られていないところでございます。

○4、指導履歴と今後の流れです。令和6年9月に最初の通知文書を発送して以降、全店舗に指導を広げ、相手方の対応期間を適切に設けながら指導を実施してまいりました。今後、対応がなされない場合、刑事告発や行政代執行の手続きを実施することとなります。説明は以上となります。

【会長】

○ありがとうございました。それでは、ただいま事務局より報告、ご説明いただきましたが、これに関して、質問等ございましたらお願ひいたします。是正指導の今回の事案について、報告事項となっておりますが、ご不明な点などございませんでしょうか。

【委員】<意見なし>

【会長】

○続いて、報告事項2、福岡市景観計画案について、資料に基づいて事務局から説明をお願いします。

【事務局】

○それでは、報告事項福岡市景観計画案についてご説明させていただきます。資料の方、お願いいたします。

○2ページをお願いいたします。資料(1)の趣旨でございます。(1)の趣旨につきまして、景観計画の改定につきましては、市民や議会、有識者等の意見を踏まえながら検討を進めており、現在パブリックコメントを行っているところでございます。こちらの計画に屋外広告物に関する記載もございますので、今回ご報告させていただくものでございます。

○(2)改定案について、計画の概要のうち、計画の位置づけ、役割につきましては、上位計画等との整合を図り、都市景観の基本的な理念や目標像、更新、基準、主な施策を示すもので、目標年次は令和16年度としております。

○3ページをお願いいたします。参考として、市基本計画の組織計画に関する主なポイントを抜粋しております。

○4ページをお願いいたします。基本方向でございます。

社会情勢の変化や市民、有識者等の意見などを踏まえまして、景観計画改定の考え方として、景観形成の4つの理念、3つの目標像を維持しながら、基本方向については、花や緑、歴史や文化の視点を明確化する方向で検討を進めております。

4つの基本方向として、九州、アジアの交流拠点にふさわしい魅力ある景観づくり、緑を守りつくり、活かした景観づくり、計画的なまちづくりに合わせた賑わいと活気のある景観づくり、歴史と文化を守り活かす刻の厚みを感じられる景観づくりを掲げ、基本方向ごとにそれを実現するための3つの方針を整理しております。

○5ページをお願いいたします。基本方向ごとに方針、主な施策を整理しております。基本方向1については、風格や潤い、賑わいや界隈性、市民等との協働により、九州・アジアの交流拠点にふさわしい魅力ある景観づくりを。

○6ページをお願いいたします。基本方向2については、豊かな自然を感じる質の高いパブリックスペースの形成に向けた緑を活かした景観づくりなどにより、緑を守り、つくり活かした景観づくりを、7ページ、基本方向3については、個性を活かした景観づくりや、周辺の自然環境や町並みと調和のとれた景観づくりなどにより、計画的なまちづくりに合わせた賑わいと活気のある景観づくりを。

○8ページをお願いいたします。基本方向4については、歴史と文化を守る、歴史資源を活かした景観づくりなどにより、歴史と文化を守り生かす、刻の厚みを感じられる景観づくりを進めてまいります。

○9ページをお願いいたします。成果指標につきましては、指標の分かりやすさやデータ収集の容易さなども踏まえ、基本方向ごとに2項目の成果指標を設定しております。

- 10ページをお願いいたします。景観法に基づき定める事項でございます。
- これまでの景観形成の理念、目標像、基本方向などを踏まえ、景観法に基づき、以下の事項を定めることとしております。景観計画区域につきましては、市内全域としており、良好な景観形成に関する方針については、市内を地域特性に応じた6つのゾーンに区分し、それぞれの方針を定めるもので、11ページには、都心ゾーン、12ページには一般市街地ゾーン、13ページには山の辺・田園ゾーンと海浜ゾーン、14ページには港湾ゾーンと歴史伝統ゾーンを示しております。
- 15ページをお願いいたします。大規模建築物等に関する事項については、届出が必要となる規模を定め、その規模以上の建築物などについて基準を定めており、15ページには、全ゾーンに共通する行為の制限、16ページには、6つのゾーンごとの行為の制限をお示しております。
- 17ページをお願いいたします。都市景観形成地区に関する事項につきましては、地区指定することで、建築物の規模にかかわらず届け出対象とし、制限の基準を定めております。景観資源の保全・創出に関する事項につきましては、記載しております景観重要建造物及び景観重要樹木また18ページをお願いいたします。その他、景観重要公共施設の指定方針などを引き続き定めております。
- 資料なかほど、屋外広告物に関する事項につきましては、屋外広告物条例に定めることと記載しております。福岡市景観計画の案につきましては、説明は以上でございます。

【会長】

○ありがとうございました。屋外広告物にも関係する、その上位の議論ということで、事務局よりご報告、ご説明いただきました。これに関しまして、何か質問等ございましたらお願いいたします。

【委員】

○今回の景観計画において、今までの景観計画と大きく変わる新たなことがあればご説明お願いします。

【事務局】

○景観計画につきましては、良好な都市景観の形成に向けて、長期的な視点で取り組んでいくものでございますので、景観形成の理念、目標等については維持しながら、検討を進めてまいりますが、景観形成の基本方向については、これまでの方向性を維持しながら、社会情勢の変化や市民からのご意見、また市の基本計画等を踏まえまして、人々の価値観が変化する中で、花や緑の大切さが再認識されていることであったり、歴史や文化の価値や必要性が重要視されていることの視点を明確化する方向で、検討を進めさせていただいているところでございます。以上でございます。

【委員】

○今、説明にありましたが、歴史と文化を守り活かすということで、その中で9ページに、成果指標を示していただいておりますけれども、基本方向の一番下でございますが、歴史伝統ゾーンにおける景観誘導における更新件数の目標値ということですけども、かなり数値が大きくなっているのですが、更新件数というか、このあたりもう少し詳しく教えてもらっていいですか。

【事務局】

○成果指標についてですが、歴史伝統ゾーンを含めまして、建物を建替え等していただくときは、景観室の方に届け出等をご提出いただいて、確認させていただいているところですけれども、その中で、歴史伝統ゾーンの考え方を踏まえて、建替えを行っていただいた件数について指標にさせていただいているもので、目標値につきましては、現状の更新件数のトレンドを踏まえまして、設定させていただいております。以上でございます。

【委員】

○そうしましたら、箱崎地区とか周辺の地区とかも含め、その目標値の設定ということですか。

【事務局】

○はい、箱崎周辺の地区も含めての数値となってございます。以上でございます。

【委員】

○わかりました。

【会長】

○ありがとうございます。その他、本件に関しまして質問はございませんでしょうか。

【委員】 <質問なし>

【会長】

○では、本日の報告事項につきましては、以上とさせていただきたいと思います。
では、事務局より、連絡事項がありますので、よろしくお願いします。

【事務局】

○事務局より連絡事項を申し上げます。本日配布しました資料につきましては、机上に置かれただまでも、お持ち帰りいただいても、結構でございます。また、本日の議事録でございますが、事務局で議事録を作成しまして。12月中をめどに市のホームページに掲載する予定としております。

また、次回、第31回の審議会の開催につきましては、2月頃を予定としております。改めて日程調整のご連絡を差し上げたいと考えております。

【会長】

○ありがとうございました。それでは、会長としての進行はここまでにさせていただきたいと思います。委員の皆様には、円滑な会議の進行のご協力いただきましてありがとうございました。では、ここからは事務局にお返しします。

5.閉会

【事務局】

○井上会長、本日はありがとうございました。また委員の皆様におかれましても貴重なご意見をいただきまして、お礼申し上げます。それではこれをもちまして、第30回福岡市屋外広告物審議会を終了させていただきます。ありがとうございました。